

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VI 権利闘争

2 郵政反マル生闘争

戦術の柔軟化

七八年末から年賀郵便配達拒否を中心とする反マル生越年闘争の不成功、その闘争による疲労と組合員数の減少、財政状況の悪化、さらに七九年四月二十八日の当局による大量処分の追い打ちなど、本年度の全通は困難な局面からスタートした。

七月一〇日から札幌で開かれた三二回定期大会では、「反マル生闘争の評価と総括」で激論がたたかわされ、(1)要求解決はできなかったものの、闘争は正しかった、(2)精一杯たたかった、の二点では一致したが、越年闘争をめぐり、執行部の情勢判断、機関運営のあり方、決断ある指導性、未解決要求の問題、大衆迎合的な方針の変転などの点について激論がかわされ、主として本部の指導性を求める声が強く出された。

越年闘争不成功後の七九年一月一七日の中闘委によって、すでに長期闘争化への転換がおこなわれているが、この大会で執行部の提案した闘争方針は、つぎのごとく、従来の実力行使を中心としたそれから団交中心主義へと移り、柔軟な方向が選択された。

【年間の闘いの大綱と戦術・全通三二回大会】

一、反マル生闘争における当面の要求解決に全力を傾注しますが、このたたかひの最大のヤマ場は年末始繁忙期前におくこととします。しかし、現在の政治情勢は、九月解散・一〇月総選挙の動向を中心に、この秋、総選挙は必至とみられます。

二、これらの動向を見極めた場合、全国大会以降ただちに精力的に中央交渉にとりくみ、諸要求・諸懸案事項について急ピッチに煮つめ、年末繁忙期間までに焦点を十二分にしぼりこめる状態にまでしておく必要があり懸案事項について一定の決断をしなければならない場合には、定期中央委員会にはかることとします。

三、この間、職場におけるたたかひは、組織の点検・整備にウエイトをおき、新人職員の組織化に全精力を傾けます。また、支部団交権確立を展望し、職場における労働条件にかかわる要求や、マル生がらみの要求を整理し、裏づけ資料などを万全にするとりくみをおこないます。この態勢の確立次第、要求を提出し、団交を求め、要求解決を迫ることとします。これに当局側が応じないときは、これまでの方針により、多面的にたたかいます。

四、しかし、私たちの柔軟かつ現実的対応にもかかわらず、なお郵政省が誠意を示さない場合は、やむを得ず年末闘争を展開することにいたします。

五、年末の段階で反マル生を軸とする私たちの要求に一定の目途をつけた場合、年明け

以降できる限り速やかに臨時決議機関を招集し、以降のたたかい方を決定します。

六、この間のたたかいの戦術は、(1)すでに委譲している36締結判断権によって地方毎に対処することとします。(2)総選挙必至という情勢になった場合には、中央指令によって全国いっせいの時間外労働協定を締結し、総選挙闘争に全力を傾注することいたします。(3)年末闘争突入という場合の戦術配置は、別途全国戦術委員会等の会議を招集し、たたかい方を提起することとします。

## 中央交渉大綱妥結と年末闘争の年内終結

八月一日、当局は七九春闘での短時間ストにたいし減給、戒告、訓告、計九〇〇人の処分を発表し、全通本部は同日、八月一五日までの時間外労働拒否その他の抗議行動の指令を出すなどの事件もあったが、マル生問題については上述の大会決定をうけて、八月二七日、事務次官交渉がおこなわれた。この交渉では、組合からの交渉重視による年末繁忙期前の懸案事項早期解決要望にたいし、次官側からは誠意をもつてのぞむ旨の態度が表明された。

翌二八日には四・二八処分にたいする「八・二八抗議行動」が、本省・東京郵政局前に三〇〇〇人が参加しておこなわれる一方、全通本部では三三回地方戦術委員長会議が開かれた。この会議では、一〇月七日の衆議院選挙が確定的な情勢であることを前提に、年末闘争までの中央・地方の交渉の意思統一、その時点で各地方本部に委譲している三六協定締結の判断権を九月一〇日まで延長し、九月一日以降は全国统一して三六協定を結ぶこと、選挙終了後は中央交渉を再開して最大限要求解決をめざし、一〇月三〇、三十一日に中央委員会を開き、そこで具体的な年末闘争の方針を立てることなどがきめられた。

この間、たとえば札幌・琴似局での当局者による全通組合員にたいする全通脱退強要などの行為がつづけられ、琴似支部で抗議集会が開かれるなどの事件が起こっていたが、中央では一〇月中旬頃から精力的な労使交渉がおこなわれた。そして一〇月二六日から二八日にかけ徹夜団交の結果、二八日午前五時、重要課題について大綱的に妥結した。その要旨はつぎのようである。

### 【郵政労使の労使関係改善に関する合意内容(要旨)】

一、反マル生諸要求の柱である「労使関係の改善・不当労働行為の根絶」については、最終的に人事局長の態度表明(回答)と、「団交ルール」をふくめ、中央・地方での労使間の意志疎通のための委員会・懇話会など、パイプを多く、太くすることを確認した。今後は、この確認や諸ルール・制度を省が誠実に実践するかどうかにかかっている。

(1)紛争未然防止・問題解決処理のための地方六人委員会の機能を充実させる。個別事案の調査段階で地区本部役員を参加させる。支部長等が局長等と接触を求めた場合は応ずることを確認。

(2)不当労働行為を行なった場合は処分を含む厳正な措置をとる。

(3)いわゆる七千件問題はつぎにより処理する。(1)具体的扱いは中央・地方の六人委で、(2)組合側が分類整理し中央・地方の窓口で整理、(3)支部段階では事案によって窓口で整理の上、要求準交で扱える。(4)緊急問題以外は年繁期終了後に速やかに処理を終る。

(4)主任任用など昇任をめぐる要求、自動昇格などの要求、組合活動による免職・解雇者の復職・再採用要求は、対立のまま継続。

## 二、団体交渉等コミュニケーションルールについての基本的考え方(省回答要旨)

(1)ルールを定着させ円滑なコミュニケーションを行なうためには、ルールそのものもさることながら、その運営姿勢の如何が極めて大きな意義をもつ。今後コミュニケーションの実践に当っては、ルールの趣旨を正しく理解認識し、労使対等の立場に立って双方がそれぞれの立場を十分理解尊重しつつ運営に当るべきである。また労使のコミュニケーションは、その結果のみでなく円滑な運営それ自体が、相互理解を深め信頼関係を確立する上で大きな意義を有することに十分留意する。

(2)労使双方は、このルールの円滑な運営とその定着に最大限努力を払うとともに今後とも引続き郵政労使にふさわしいコミュニケーションルールの模索と、そのための問題点と諸条件——即ち公労法など関係法令や6・3判決など判例の法理論的側面における労使共通認識の確立、労使双方の組織や権限のあり方、現場の労使関係の改善、双方の体制と対応能力の充実定着——の整備についても根気よく真剣な努力を重ねていくこととする。

この妥結内容は一〇月三〇日から開かれた第七四回中央委員会に提案された。ここでは承認に反対の意見も強く出されることとなったが、けっきょく承認された。労使間のこう着した事態の局面打開をはかるため早期妥結にふみきったものとみられるが、今後は支部交渉を軌道にのせ、諸要求の解決を通じて支部・分会組織の活力を回復し、組織拡大のステップとしてゆく方向があわせて確認された。このあと一一月一五日、郵政マル生粉碎中央共闘会議はつぎのような決定をしたのち、郵政省人事局長と会見し、妥結した中央交渉の結果を省側は誠意をもって実践せよとの申入れをおこなった。

(1)当面の対応の焦点は、中央交渉の結果を郵政省当局に誠実に実践させ、マル生を軸とする労務政策を転換させることである。今日の局面はこのスタートラインに立ったにすぎない。したがって全通の闘いを中心に共闘態勢を堅持していくことが重要であり、中央、地方における共闘会議はこのまま継続していく。

(2)「郵政民主化」の闘いはきわめて重要であり、マル生共闘も郵政民主化共闘会議と連携して対応をはかってゆく。また「国民の足を守る運動」をはじめ、各課題別共闘組織との連携を深めていく。

さきの中央委員会で出された方針にそって、郵政部門の年末諸要求の交渉は各地方本部、各支部段階にうつされ、一一月二四日を目途に交渉が煮つめられた。そして同月二〇日すぎから相ついで了解点に達し、同月末日ではほとんどの支部で三六協定が締結されるにいたった。闘争が遅れていた日通部門、簡保事業団部門も、それぞれ一二月二四日、二七日に中央交渉が妥結点に達し、本部は闘争を解除した。これによって、毎年度つづいた年末始の業務の混乱は、七九年度は回避されることとなった。

### 運動の新方向

七九年一二月一九、二〇の両日、全通は熱海において第五三回全国戦術委員会を開き、「七九年度後半期(一～八月)の執行方針と行動計画」を討議した。この案は同月二八日の中來執行委員会で決定されたが、その「まえがき」には、(1)さきの当局との「10・28確認」について、永年の労使間の紛争に転機をつくり、組合自体も運動態様の見直しの決断をしたものと評価していること、(2)それ

によって反マル生運動は一つの区切りをつけて、「新たな展開」に移行したこと、また、(3)「基本的態度」のなかで、七九年度後半は「組織拡大」一点に焦点を絞ること、ストライキ戦術には柔軟に対応することがあげられている。要するにストライキの実行に固執せず、組織拡大にマトを絞った方針を確立したわけである。

そして同日、郵政労使は公労委にたいし、七八年暮に申し立てた五四件の不当労働行為の申立の凍結を通告し(実質的には取下げ)、これを同年の反マル生闘争のなかの全国摘発運動で集められた七〇〇〇件の不当労働行為案件とともに地方協議に移すこととした。一年前と比し、全通の運動態様はきわめて重要な変化をとげたとみられている。

一二月二〇日の全国戦術委員会で決定された「執行方針の大綱」はつぎのとおり。

#### 【全通・執行方針の大綱】

(1)年末闘争での妥結と中央委承認で、昨年末以来の越年して闘った反マル生長期闘争に一つの区切りをつけ、反マル生闘争は「新たな展開」に移行した。今後は、労使関係改善の中央確認を生かし、支部交渉の充実・要求解決機能の強化をはかりながら、「組織拡大」を本格化する。

(2)組織拡大は戦略的にも戦術的にも最大の課題である。反マル生越年闘争の真の結実は、団結の拡大・組織の拡大にある。したがって79年度後半の第一義的な運動課題を「拡大」におき、九月の全国大会までフル稼働する。

(3)当面の三月反合理化闘争は、大衆行動を軸に交渉決着をめざす。80国民春闘においては、スト戦術には柔軟に対応する。参院選についても組織拡大行動と結合してとりくむ。

(4)80年代の前段が、全通運動にとっての重大な「転換点」となる。懸案の「30年総括」と「反マル生闘争の総括」をし、定期全国大会に提起していく。

(5)そのため基本路線に関連する「労働戦線統一」「スト権奪還」「団交権確立」「反合理化と職場闘争、働きかたの追求、業務能力向上」「事業の民主的改革・制度政策要求」「保革逆転・政権構想」など、予備討論や全通新聞・全通時報の紙上討論などでとりくんでいく。

#### 小括

本年度の全通反マル生闘争の経過は以上のものであった。七八年の越年闘争による疲労、組合員減少、財政難など多難な局面を迎えた全通が一〇・二八大綱妥結にみられるような団交中心闘争に転換し、同時に組織拡大への新展開をはかったことが本年度の大きな特色といえる。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

